

令和6年度 第1回

埼玉県地域保健医療計画推進協議会
在宅医療部会

令和7年1月16日（木）

在宅医療に関する実態調査の結果報告について
(アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及について)

在宅医療に関する実態調査結果

対象施設別回答数

回答数：912/8, 975機関（回答率：10.2%）

施設区分	回答数
病院	151／342機関・・・44.2%
診療所	315／4,637機関・・・6.8%
薬局	338／3,158機関・・・10.7%
訪問看護ステーション	108／838機関・・・12.9%

※病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションは9月1日時点の開設済である医療機関等が対象

調査方法

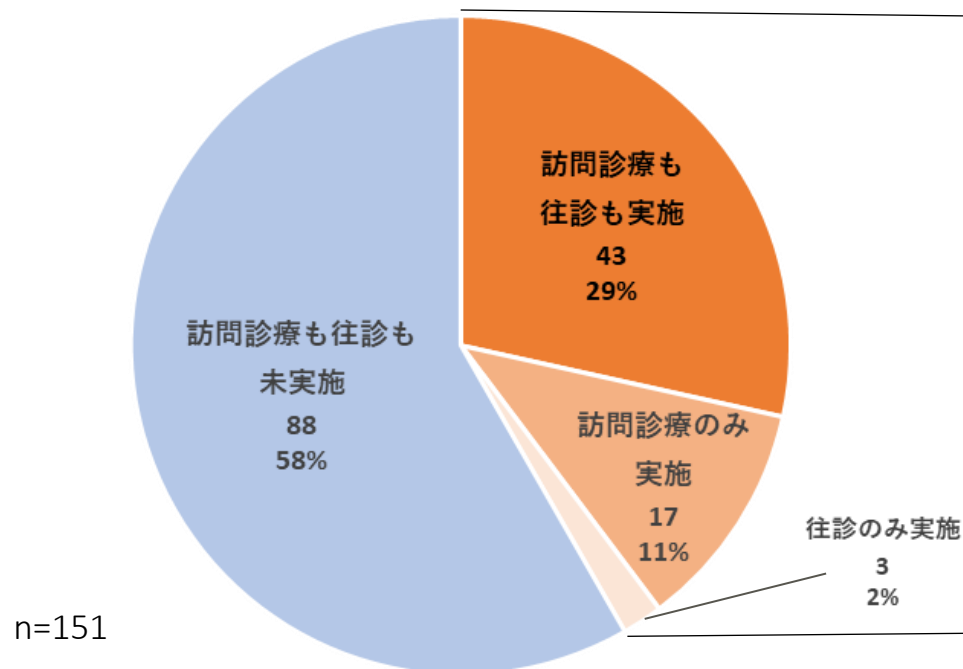
電子申請・届出サービスによるWEB調査

調査期間

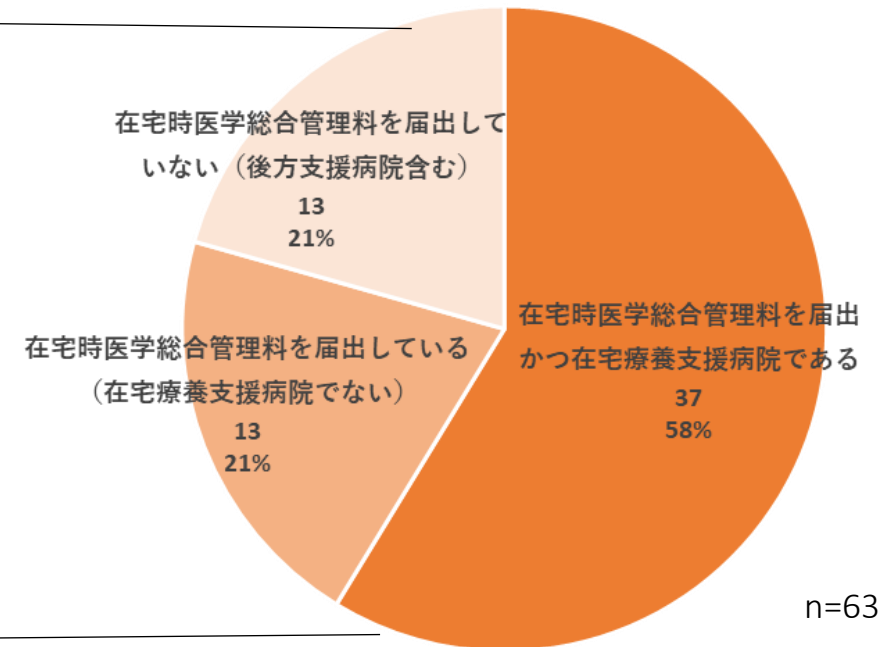
9月2日（月）～10月1日（火）

- 病院における在宅医療の実施状況をみると、「訪問診療も往診も実施」は29%、「訪問診療のみ実施」は11%、「往診のみ行っている」は2%、「訪問診療も往診も行っていない」は58%となっている。
- 在宅医療を実施している病院の診療報酬の届出状況をみると、「在宅時医学総合管理料を届出かつ在宅療養支援病院である」が58%、「在宅時医学総合管理料を届出している（在宅療養支援病院でない）」は21%、「在宅時医学総合管理料を届出していない（後方支援病院含む）」は21%となっている。

【在宅医療の実施状況】

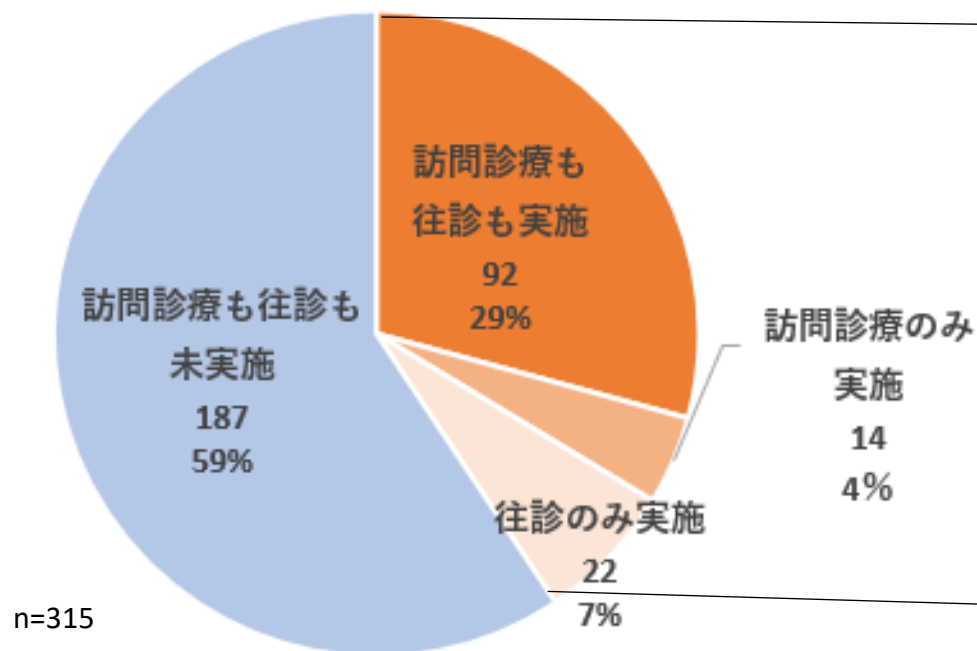


【診療報酬の届出状況】

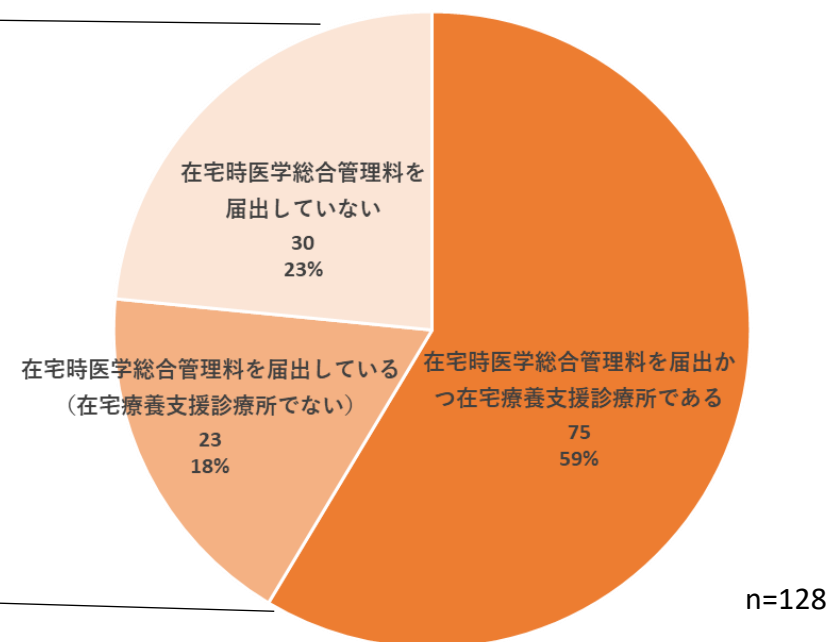


- 診療所における在宅医療の実施状況をみると、「訪問診療も往診も実施」は29%、「訪問診療のみ実施」は4%、「往診のみ実施」は7%、「訪問診療も往診も未実施」は59%となっている。
- 在宅医療を実施している診療所の診療報酬の届出状況をみると、「在宅時医学総合管理料を届出かつ在宅療養支援診療所である」が59%、「在宅時医学総合管理料を届出している（在宅療養支援診療所でない）」は18%、「在宅時医学総合管理料を届出していない」は23%となっている。

【在宅医療の実施状況】



【診療報酬の届出状況】



ACPの認知度

○ 病院（140/151）	・・・・・・・・・・	92.7%
① よく知っている（100）	・・・・・・・・・・	66.2%
② 聞いたことがある（40）	・・・・・・・・・・	26.5%
○ 診療所（258/315）	・・・・・・・・・・	81.9%
① よく知っている（161）	・・・・・・・・・・	51.1%
② 聞いたことがある（97）	・・・・・・・・・・	30.8%
○ 薬局（249/338）	・・・・・・・・・・	73.7%
① よく知っている（79）	・・・・・・・・・・	23.4%
② 聞いたことがある（170）	・・・・・・・・・・	50.3%
○ 訪問看護ステーション（107/108）	・・・・・・	99.1%
① よく知っている（89）	・・・・・・・・・・	82.4%
② 聞いたことがある（18）	・・・・・・・・・・	16.7%

県の実態調査結果を踏まえた A C P 認知度比較（職種ごと）

埼玉県内の認知度

○医師（病院・診療所）・・・85.4%

①よく知っている・・・56.0%、②聞いたことがある・・・29.4%

【令和6年12月現在】

○薬剤師・・・・・・・・・・73.7%

①よく知っている・・・23.4%、②聞いたことがある・・・50.3%

○訪問看護師・・・・・・・・・・99.1%

①よく知っている・・・82.4%、②聞いたことがある・・・16.7%

※前回調査（R元）：認知度は前回調査項目になし

○医師については、「よく知っている」及び「聞いたことがある」ともに全国の認知度を上回る。

○看護師については、「よく知っている」及び「聞いたことがある」ともに全国の認知度を大幅に上回る。（当県は訪問看護師の認知度）

全国の認知度

○医師・・・・・・・・・・75.0%

①よく知っている・・・45.9%、②聞いたことがある・・・29.1%

【令和5年12月現在】

○看護師・・・・・・・・・・80.0%

①よく知っている・・・45.8%、②聞いたことがある・・・34.2%

○介護支援専門員・・・・・・・・88.1%

①よく知っている・・・47.5%、②聞いたことがある・・・40.6%

A C P の実施状況

○ 病院（151）

- ① 実施している（61）・・・・・・・・・・・・ 40.4%（対前回比1.4ptの増）
- ②（知っているが）実施していない（63）・・・・ 41.7%
- ③（知らなかったなので）実施していない（27）・ 17.9%

※前回調査（R元）：実施している39%、実施していない41%、A C P を知らない20%

○ 診療所（315）

- ① 実施している（85）・・・・・・・・・・・・ 27.0%（対前回比11.0ptの増）
- ②（知っているが）実施していない（141）・ 44.8%
- ③（知らなかったなので）実施していない（89）・ 28.2%

※前回調査（R元）：実施している16%、実施していない33%、A C P を知らない51%

A C P の認知度・実施状況 (訪問診療を実施している医療機関の場合)

認知度 (よく知っている・聞いたことがある)

- ・ 訪問診療を実施している病院 96.6% (58 / 60)
- ・ 訪問診療を実施している診療所 91.5% (97 / 106)

実施状況 (実施している)

- ・ 訪問診療を実施している病院 55.0% (33 / 60)
- ・ 訪問診療を実施している診療所 62.2% (66 / 106)

現状及び現在の取組（医療従事者等への普及）

(1)現状

- 実態調査結果によると、医療従事者（医師・薬剤師）の認知度については、「よく知っている・聞いたことがある」の割合が、約7割～8割となっている。
- 実態調査結果によると、医療機関（病院・診療所）の実施については、「実施している」の割合が、約3割～4割となっている。

(2)現在の取組

- 患者本人の意思決定を支援するためには、医療従事者等がACPを適切に理解し、実践していただくことが重要。
- 郡市医師会が実施する医療従事者等向けの研修会等を支援している。



人生の最終段階における適切な意思決定支援の推進

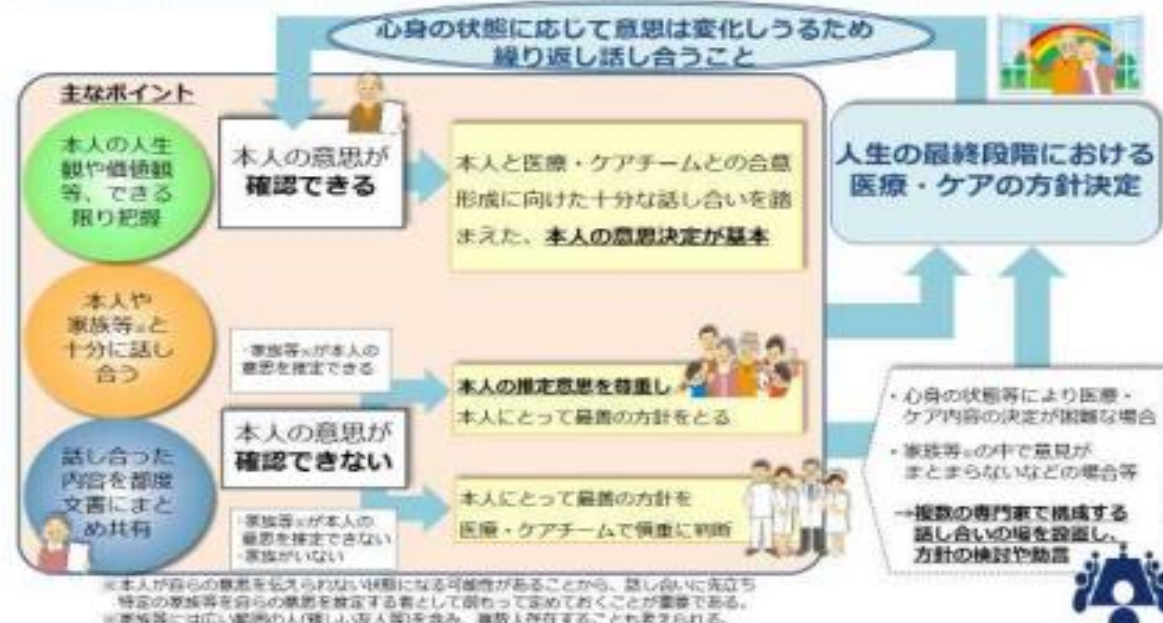
- 人生の最終段階における適切な意思決定支援を推進する観点から、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）等の内容を踏まえ、**意思決定支援に関する指針を作成することを要件とする入院料等の対象を見直す。**
- ガイドライン等の内容を踏まえた**適切な意思決定支援に係る指針の作成を要件とする入院料の範囲を拡大**する。
- ガイドライン等の内容を踏まえた**適切な意思決定支援に係る指針の作成を、地域包括診療料等の要件に追加**する。

【指針の作成が要件となる対象】

- **入院料を算定する医療機関※**
 - ※ 小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のみを有するものを除く。
- 以下の届出を行う医療機関
 - ・がん患者指導管理料
 - ・**地域包括診療料**
 - ・**地域包括診療加算**
 - ・**認知症地域包括診療料**
 - ・**認知症地域包括診療加算**
 - ・在宅療養支援診療所・病院

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ(イメージ図)(平成30年版)

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



【経過措置】令和6年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟については、令和7年5月31日までの間に限り、意思決定支援に関する指針の作成の基準に該当するものとみなす。

2 在宅医療に関する実態調査の結果報告について

(アドバンス・ケア・プランニング (ACP) の普及について)

【論点1】 (P 7)

- ・医療従事者（医師・薬剤師）における「よく知っている・聞いたことがある」の割合が、約7割～8割という実態調査結果を踏まえ、医療従事者に関する「ACPの普及（認知度の向上）」に向けて、どのような取組が必要で、効果的と考えるか。

【論点2】 (P 8)

- ・医療機関（病院・診療所）における「実施している」の割合が、約3割～4割という実態調査結果を踏まえ、医療機関に関する「ACPの普及（実施率の向上）」に向けて、どのような取組が必要で、効果的と考えるか。

【論点3】 (P 9)

- ・訪問診療を実施している病院におけるACP実施率が診療所に比べて低い現状を踏まえ、実施率向上に効果的な対策や手法がないか。